平成２２年（フ）第１３号
静岡県静岡市葵区春日２丁目９番２号　ソレール春日202号
債務者　望月　政子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１５号
静岡市駿河区馬渕１丁目５番33号、住民票上の住所静岡市駿河区登呂５丁目21番45号　セピアコート201号
債務者　淺沼　伸重
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後２時10分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３０号
静岡県焼津市保福島254番地　茜荘２－１
債務者　三川　　馨
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２５号
静岡県榛原郡吉田町川尻1187番地の５　プレジール翔102
債務者　河原崎栄子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２１号
静岡県牧之原市細江252番地２　グリーンコーポラス３－Ｂ－１、旧住所静岡県牧之原市細江383番地１　ハイツパークサイド205
債務者　浅井　幸広
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１１号
静岡県焼津市宗高1560番地の２、旧住所大阪市西区千代崎１丁目７番３―301号
債務者　冨田　泰広
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６３５号
東京都福生市加美平４丁目１番地加美平住宅21―103
債務者　歓アラモギル
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６８２号
東京都昭島市松原町４丁目４番８号フラワーハイツ201号
債務者　満利　一樹
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６８３号
東京都東村山市萩山町２丁目10番地１ハーヴェスト萩山201
債務者　大久保宙生
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８３号
川崎市川崎区旭町１丁目１番１―502号　丸金マンション
債務者　小川　和則
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３０１号
川崎市高津区子母口402―２　モナーク武蔵新城１―302、住民票上の住所川崎市中原区中丸子459番地
債務者　山口　都子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３０２号
川崎市川崎区渡田４丁目５番９号　マルトミハイツ渡田Ⅱ―203
債務者　石部　和也
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３０８号
川崎市多摩区宿河原５丁目28番10号　ガーデンアゼリア101
債務者　小松　京子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３１７号
川崎市中原区井田杉山町７番12号　Ａｎｎｅｘ・Ｊｕｎ201
債務者　猪瀬るみ子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係